

令和8年度 鳥取県会計年度任用職員（調査・研究補助員）採用試験募集案内

◆鳥取県水産試験場 総務担当◆

〒684-0046 境港市竹内団地107

電話(0859)45-4500 <https://www.pref.tottori.lg.jp/suishi/>

1 受付期間・試験日時・試験会場・試験結果発表日

受付期間	令和8年1月13日（火）～令和8年1月30日（金） ◎郵送の場合は、令和8年1月30日（金）必着 ◎持参による場合の受付時間 8：30～17：15 土・日曜日、祝日は閉序日のため受け付けておりません。 上記の受付日・時間以外に持参されても、理由の如何を問わず受理しません。
試験日時	令和8年2月4日（水）午前10時開始 ◎開場時刻 ・・・午前9時30分
試験会場	鳥取県水産試験場 2階 会議室（境港市竹内団地107）
試験結果発表日	令和8年2月10日（火）（予定）

2 募集職種・採用予定者数・職務内容・配属先

職種	採用予定者数	職務内容	配属先
調査・研究補助員	1名	①魚市場水揚情報の収集・整理・分析業務補助 ②水産関係専門図書・各種資料の収集整理業務補助 ③魚体測定業務補助 ④漁海況旬報の作成業務補助 ⑤年報・試験場報告の作成業務補助 ⑥ホームページの管理・更新業務補助	水産試験場

3 受験資格

- (1) 年齢、性別を問いません。
- (2) 必要な資格、免許等
 - ・普通自動車運転免許（A T限定可）を有すること
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条等の規定により地方公務員となることができない人は受験できません。
 - ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人が
 - ・鳥取県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
 - ・地方公務員法附則（平成11年12月8日法律第151号）による経過措置としての準禁治産者
- (4) 日本国籍を有しない人については、就労に制限のない在留の資格を取得している人又は採用日前日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。

<求める人材>

- ・魚介類及びパソコンに関する一般的な知識を有し、魚介類の解剖に支障がないこと。
- ・調査用サンプルの保存にあたり、ホルマリン、アルコール等の取扱いに支障がないこと。
- ・パソコンソフト（エクセル、ワード、パワーポイント）を使用できること。

4 試験内容

試験種目	配点	内容
専門試験	50点	調査・研究補助員として必要な知識を確認するための筆記試験（30分）
人物試験	200点	個別面接による人物についての口述試験（約10分）

5 任用期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日（予定）

6 勤務条件（予定）

給与	<p>○報酬 経験年数に応じて 日額 9,770円～11,320円 ※上記金額は、現段階における予定額です。採用時までに制度改正又は給与改定があった場合はそれによります。</p> <p>○期末勤勉手当 期末手当：報酬の月額相当額の2.241月分(6月期：1.1205月分、12月期：1.1205月分) 勤勉手当：勤務成績に応じて支給 ※在職期間に応じて所定の割合を乗じた額を支給します。 (例 令和8年4月1日採用の場合の割合 6月期：100分の30、12月期：100分の100)</p> <p>○費用弁償（通勤手当） 通勤距離片道2キロ以上の場合に支給します。 交通機関利用者は、定期券と回数券のうち、通勤回数に応じた安価な方の額により、 1月当たり150,000円を限度額として支給します。 自家用車等使用者は、使用距離に応じて、月額1,700円から53,100円に1箇月の通勤回数（16を上限）を乗じて21で除した額の範囲内で支給します。</p>
福利	健康保険（地方公務員共済）、厚生年金保険、雇用保険、労働者災害補償保険対象 ※加入条件を満たす場合に限ります。
休暇	次に掲げる休暇を取得できます。 (1)年次有給休暇 任用期間等に応じた年次有給休暇が付与されます。 (2)特別休暇等 公民権の行使、忌引、産前・産後（各8週）などの特別休暇等があります。 ※有給休暇と無給休暇があります。
勤務日数及び勤務時間	勤務日数：月15日以内 勤務時間：午前8時30分から午後5時15分まで ※毎月土曜日・日曜日・国民の祝日及び年末年始（12/29～1/3）は、勤務を要しない日とします。ただし、休日での住民を対象とした施設公開等イベント開催により勤務日を変更することがあります。（休日を平日へ振り替えます。）
任用の期間	従事業務が翌年度も継続された場合に限り、勤務成績その他の事情を踏まえ、翌年度も再度任用されることがあります（再度の任用4回まで）。

○上記は、現時点における勤務条件であり、採用時までに制度改正又は給与改定があった場合は、それによります。

7 受験申込手続

提出書類等	採用試験申込書 1部 <u>※申込書に顔写真を貼付すること。</u>
申込み先	鳥取県水産試験場 〒684-0046 鳥取県境港市竹内団地107 電話0859（45）4500 https://www.pref.tottori.lg.jp/suishi/ ※封筒の表面に「会計年度任用職員（調査・研究補助員）」と朱書きしてください。
申込書の記載方法	1 記載事項に不正があると受験が無効となる場合があります。 2 該当するすべての欄にもれなく正確に記入してください。 3 連絡先は、棟、号室まで正確に記入してください。申込書を受理したこと電話連絡させていただきますので、携帯電話がある場合にはその番号も記入してください。
受験票の交付	受験票は交付しません。（電話により申込書を受理したことをお伝えします。）

※提出書類等は返却しませんので、あらかじめご承知ください。

8 採用予定者の決定方法

専門試験及び人物試験の得点を合計し、合計得点の高い順に決定します。

ただし、それぞれの得点が一定の基準に満たない場合は、合計得点にかかわらず不合格とします。

9 試験結果の発表

受験者全員に試験結果（合否）を通知します。

10 試験結果（得点等）の開示

この採用試験の結果は、鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）第14条第1項の規定により、指定された窓口で開示を請求することができます。開示内容等は次の表のとおりです。

開示請求ができる者	開示の内容	開示期間	開示場所
受験者本人又は法定代理人	試験の合否、合計得点、順位及び試験種目ごとの得点（不合格者の場合は、試験種目ごとの判定を含む。）	試験結果発表日から1月間	鳥取県水産試験場

試験結果の開示の請求は、受験者本人（ただし、受験者本人が未成年の場合は法定代理人も可）が運転免許証、学生証等の写真により受験者本人が確認できるものを持参して、直接開示場所へおいでください。電話、はがき等による請求では開示できませんので、注意してください。

また、採用予定者への通知とは別に希望者には郵送により試験結果（得点等）を通知しますので、通知を希望される方は、試験当日に110円切手を貼った宛先明記の通知用封筒【定型長形3号（12cm×23cm）】を持参してください。

11 試験に関する注意事項

- (1) 試験当日は、試験開始時刻までに必ず試験会場に入室してください。（遅刻者は受験できません。）
また、当日、試験を受けられなくなった場合は、水産試験場（0859-45-4500）に事前に連絡をしてください。
- (2) 受験の際は、筆記用具（HB又はBの鉛筆かシャープペンシル、消しゴム）を持参してください。
時計を持参する場合は、時計機能だけのものに限ります。携帯電話やスマートウォッチ等を時計として使用することは認めません。
- (3) 会場は敷地内全面禁煙です。

12 個人情報の取扱い

本試験に関して収集した個人情報については、本試験の選考、試験結果通知書の発送及び採用手続き、以外には利用しません。